

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第12回）会議録

- 1 開催日時
平成28年9月2日（金）
開会 午前10時
閉会 午前11時20分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題
第39号議案 選挙人名簿の登録について
第40号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第41号議案 在外選挙人名簿の登録について
第42号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
第43号議案 裁判員候補者の予定者の選定について
第44号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について
第45号議案 公職選挙管理規程の一部改正について
第46号議案 尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正について
第47号議案 尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正について
- 8 会議の要旨

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 書記長 | 定刻になりましたので、ただいまから第12回選挙管理委員会を開催いたします。 |
|-----|---------------------------------------|

| | |
|-----|--|
| | <p>本日は、9月の定時登録、在外選挙人名簿及び裁判員、検察審査員、規程改正関係の議案、計9件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p> |
| | (なし) |
| 委員長 | <p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず9月の定時登録に関する第39号議案、第40号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは第39号議案、第40号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第39号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は9月</p> |

の定時登録を行おうとするものでございます。

それでは、議案をはねていただきまして、「平成28年9月2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、6月21日に行いました選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成10年7月12日から平成10年9月2日までの出生者、住所要件としましては、平成28年3月22日から平成28年6月1日までの転入者ということになります。

次に第40号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございませう。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございませう。

今回の抹消は、7月9日までの抹消以降の該当者について行うものでございませう。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成28年7月10日から平成28年9月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成28年3月10日から平成28年5月1日までの市外への転出者でございませう。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付

| | |
|-----|---|
| | <p>していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1項の規定により、明日、9月3日から9月7日までの期間、縦覧に供することになります。</p> <p>第39号議案及び第40号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p> |
| | (名簿確認) |
| 委員長 | では、第39号議案及び第40号議案について、何かご質問等はございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 委員長 | <p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第39号議案及び第40号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | 全員挙手 (原案可決) |
| 委員長 | <p>第39号議案及び第40号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第41号議案、第42</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>では、まず第41号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第42号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります2名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の6月16日時点の登録者数、今回、9月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名のかたが増え、2名の方が減りますので、40名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 第41号議案及び第42号議案の説明は以上でございます。 |
| 委員長 | では、第41号議案及び第42号議案について、何かご質問等はございませんか。 |
| 委員 | (なし) |
| 委員長 | ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第41号議案及び第42号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第41号議案及び第42号議案は可決されました。 続きまして第43号議案について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | では、第43号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」 ご説明いたします。 この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づき、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿 |

| | |
|------------|---|
| | <p>を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、170名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を行った平成28年9月2日定時登録の名簿を用いることとします。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月の定時登録における選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法についてご承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第43号議案の説明は、以上でございます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>では、第43号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(なし)</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第43号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | <p>第４３号議案は可決されました。</p> <p>では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行う。</p> <p>※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらう。</p> |
| 事務局 | <p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第４３号議案につきましては、以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、続きまして第４４号議案について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>では、第４４号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、検察審査会法第１０条第１項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第１１条の規定に基づき、１０月１５日まで</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>に検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群3名、第2群2名、第3群2名、第4群2名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。</p> <p>検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月2日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします</p> <p>次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。</p> <p>また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。</p> <p>なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について承認いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第44号議案の説明は以上でございます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>では、第44号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | (なし) |
| 委員長 | ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第44号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第44号議案は可決されました。 では、ご承認いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。 パソコンの前に移動し、くじを行う。 ※ 選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認してもらう。 |
| 事務局 | では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。 第44号議案につきましては、以上でございます。 |
| 委員長 | 次に、規程改正関係の議案に移ります。 第45号議案について事務局より説明をお願いします。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>では、第４５号議案「尾張旭市公職選挙管理規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法及び公職選挙法施行令の一部改正が行われ、要約筆記者に対する報酬の支払いが可能となったため、同法及び同法施行令に準じて定めている規程について、改正しようとするものでございます。</p> <p>また、同法４８条の２において、２以上の期日前投票所を設ける場合の規定が設けられたことにより、引用する項番号が変更になりました。さらに、同法施行令第１条の３においても、表示登録制度が開始されたことによる選挙権を有しない者に係る通知の規定が設けられましたので、引用する条項番号が変更になっており、これらを整備しようとするものでございます。</p> <p>第４５号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第４５号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>(なし)</p> |
| 委員長 | <p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第４５号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>全員挙手（原案可決）</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>規程改正について、補足説明いたします。9月議会に選挙関係の条例改正について2本提出しています。この後の議案にも関連しますが、公営の限度額を引き上げる内容です。御承知ください。</p> |
| 委員長 | <p>第45号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第46号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>では、第46号議案「尾張旭市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に関する選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられましたので、同法施行令に準じて定めている規程について、改正しようとするものでございます。具体的には、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成限度額を「7円30銭」から「7円51銭」に引き上げるものでございます。</p> <p>第46号議案の説明は以上でございます。</p> |
| 委員長 | <p>では、第46号議案について、何かご質問等はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>この改正は市独自のものでしょうか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | この改正は公職選挙法に基づいての改正です。 |
| 委員長 | <p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第46号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | <p>第46号議案は可決されました。</p> <p>続きまして第47号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>では、第47号議案「尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に関する選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられましたので、同法施行令に準じて定めている規程について、改正しようとするものでございます。具体的には、自動車の借入れに関する1日あたりの限度額を「15,300円」から「15,800円」に、ポスターの作成に関する印刷費の1枚あたりの限度額を「510円48銭」から「525円6銭」に、企画費限度額を「301,875円」から「310,500円」に引き上げるものでございます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 第４７号議案の説明は以上でございます。 |
| 委員長 | では、第４７号議案について、何かご質問等はありませんか。 |
| 委員 | ポスターの実際の作成費用はわかりますか。 |
| 事務局 | 費用は把握していますが、候補者により異なります。市議選では費用が限度額を超えた候補者はいませんでした。 |
| 委員長 | 他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第４７号議案に賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 全員挙手（原案可決） |
| 委員長 | 第４７号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。 |
| 事務局 | ○ 愛知用水土地改良区総代会総代総選挙 平成２８年９月２７日（火）告示 平成２８年１０月４日（火）選挙期日 |

| | |
|-----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 次回日程 平成28年12月2日（金）午前10時から 於：302会議室 ○ 参議院議員通常選挙 旭前・城前投票区で「遠くなった」との意見あり。 →今後投票区の見直し検討 ○ 選挙管理委員改選 現在議会事務局と打合せ中 ○ 期日前投票 知多市でイトーヨーカドー内にて期日前投票を行われたため、先日状況を聴取。 次回選挙からの実施を検討 →次期委員への引き継ぎ事項 ○ 9月議会での質問について →説明、意見聴取 |
| 委員長 | <p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p> |